

小金井市議会基本条例 検証結果

前文

小金井市民は、直接選挙によって、市議会議員と市長を市民の代表として選出しています。議会は合議制の議決機関であり、市長は独任制の執行機関です。

議会と市長は、それぞれが、二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福祉を増進させる責務を負っています。

議会にとって重要な役割は、多様な民意を持ち寄って、公開の場で効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、その論点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

それらを実現するために、小金井市議会は、これまで市民に開かれた議会、自由かつ適当な質疑を保障する議会、少数会派の活動も認め合う議会を目指し、議会改革に努めてきました。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化しなければなりません。

また、議会の情報公開を推進して説明責任を果たすことや、市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるための更なる自己研鑽(さん)が求められています。

小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定するものです。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
10	【提案会派意見】この前文で規定した議会の役割、責務などについては、今後も重要性が増すと考えられる。現状の規定で更なる研鑽を行っていきたい。全体として大きな問題は生じていないが、議会報告会は改善点が見えてきた。	【提案会派改善案】「市民の多様な意見をくみ取る努力」の後ろに、「を積極的に進め」を追加する。 【議論の結論】提案会派からの改善案を元に、再度、各会派の見解を確認したところ、不一致であったことから、本件の議論を終了した。	無

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）の基本理念、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(他の条例等との関係)

第2条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
11	議長の中立性の保持。	議長を始め各会派から、議長が議長職としての中立性を保つ中で、議員個人の活動がどの程度ならば適切であるかの見解について発言があった。その後、提案会派が取り下げたため、議論を終了した。	—

(議会の活動原則)

第3条 議会の活動は、次に掲げる原則を基本とする。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを自覚し、最善の判断及び責任ある活動を行うこと。
- (2) 公開性、公正性及び効率性をより一層確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言にいかし、市政に反映させるよう努めること。
- (4) 全ての会派が、意見の違いをお互いに尊重し合い、言論の府にふさわしい議会運営に努めること。
- (5) 議会の委員会条例、会議規則、要綱等を定め、活動するとともに、それらを継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
1	【提案会派意見】多様な立場の市民の声を反映するため、子育て、介護中も働きやすい環境整備等が必要である。	【提案会派改善案】条文を追加。案として、「〔6〕 議会は、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。」 【議論の結論】以下の通り逐条解説を修正した。「全ての議員が、出産・育児・介護等と両立できるよう、また、年齢、多様な性の在り方、障がいの有無や程度、文化的な違い等を認め合い、議会活動できる環境整備に努めます。」	有

(議論及び討議の保障)

第4条 議会は、議決責任を果たすために、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑を中心とした議論の場を保障しなければならない。

2 議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができる。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則を基本として活動する。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指すこと。
- (2) 調査活動に基づき、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。
- (3) 小金井市議会議員の政治倫理に関する条例（平成7年条例第27号）に基づき、市民に信頼される議員活動に努めること。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、議会としての確かつ迅速に対応するものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
7	【提案会派意見】「災害時対応マニュアル」を具体化していく必要があるのではないか。	【提案会派改善案】既存のマニュアルの改善は必要ということが一致し、提案会派が郡山市議会のBCPを案として示した。その後、議会全体での議論が必要との意見も出され、会派代表者会議へ具体的な議論は委ねられた。	有
8		【議論の結論】新型コロナウイルス感染拡大への対応も踏まえ「災害時対応マニュアル」を会派代表者会議で見直すに当たり、整備の範囲、協議する場について協議したところ、不一致となったことから、次期に申し送ることとした。	

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

- 2 会派は、基本的政策又は理念が一致する議員で構成するものとする。
- 3 議員は、一人の場合においても、会派として届け出なければならない。
- 4 議会は、議会運営等において、会派に所属する議員数にかかわらず全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 5 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民に開かれた議会)

第8条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

提案NO.	課題や取組など	主な議論の内容と結論(改正点)	改正有無
2	【提案会派意見】答弁調整等で休憩に入ると、傍聴者やYouTube視聴者は、休憩の理由や再開時刻がわからず、いつ再開するかも読めないため、傍聴を続ける意欲の低下につながる。	【提案会派改善案】条文を追加。案として、「3 市議会は、会議を休憩する場合には、その理由及び再開時刻を傍聴者等に説明するよう努めるものとする。」 【議論の結論】条文への記載は困難という意見が多かったため、協議を終了した。今後、議会改革の提案を勧める声があった。	無

(市民の声を反映させる議会)

第9条 議会は市長から提案された議案について誠実に審議するものとし、議員は必要に応じて市民の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 2 議会は、請願及び陳情について、次に掲げるところにより、市民からの政策提案として、誠実に審査するものとする。
 - (1) 請願者又は陳情者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けること。
 - (2) 請願又は陳情の審査に当たって、必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けること。
 - (3) 議員又は委員会は、条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、必要に応じて、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けることができる。

(公聴会制度及び参考人制度を活用する議会)

第10条 議会は、公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用するよう努めるものとする。